

が、現行の「1割」または「3割」に、
窓口で支払う医療費の自己負担割合
が、現行の「1割」または「3割」に、
ます。

※10月1日(土)から、医療機関などの
窓口で支払う医療費の自己負担割合
は、9月中にお届けします。

自己負担割合の見直し

9月30日まで		10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者など	1割	一定以上所得のある人	2割
		一般所得者など	1割

特定健診の受診による病気の早期発見・治療や生活習慣の改善、ジェネリック医薬品の利用で年々増加する医療費を抑制することができます。皆さんのご協力をお願いします。



令和4年度国民健康保険料率 (※介護納付金は40歳以上65歳未満のみ該当)

区分	所得割率	均等割額 (加入者1人につき)	平等割額 (加入世帯1世帯につき)	賦課限度額
基礎賦課額 (医療分)	6.91%	26,100円	19,000円	65万円
後期高齢者支援金 (支援分)	2.50%	9,300円	6,700円	20万円
介護納付金 (介護分)	2.10%	9,800円	5,000円	17万円
合計	11.51%	45,200円	30,700円	102万円
介護分除く	9.41%	35,400円	25,700円	85万円

本年10月から後期高齢者医療制度が記載され、その金額が公示されます。このため、8月1日(月)から9月30日(金)まで使える保険証(薄緑色)を交付します。

7月中に簡易書留郵便でお届けします。

新しい保険証の有効期限は9月30日までです。

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載され、その金額が公示されます。払いや方法についての通知書を、月中旬に郵送します。保険料は、令和3年中の所得に基づいて計算されます。

後期高齢者医療制度の被保険者が記載され、その金額が公示されます。

保険料の支払方法

支払いください。

ます。

「普通徴収」の欄に金額が記載され、納付書か口座振替でお支払いください。

ます。

7月からぱわーあっぷ西部と
もうひとはな西部を
オープンします!



申・問
保険年金課

HP 8816
TEL (36) 5751・FAX (33) 1717

県後期高齢者医療広域連合

TEL 077-(522)3013

新規並み所得者(3割負担)の条

件は変わりません。

割合が「2割」になります。

み所得者(3割負担)を除き、自己負担割合が「2割」になります。

※現役並み所得者(3割負担)の条

件は変わりません。

新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

一定以上所得のある人は、現役並

み所得者(3割負担)を除き、自己負

担割合が「2割」になります。

※現役並み所得者(3割負担)の条

件は変わりません。

新たに「2割」が追加され、「1割」「2

割」「3割」の3区分となります。

一定以上所得のある人は、現役並

